

平成 26 年度

長崎市職員採用試験案内

現業職

長崎市総務局総務部人事課

1 受付期間 7月18日(金)～8月18日(月)

2 第1次試験 9月21日(日)

3 試験職種及び受験資格等

試験職種	受験資格	職務内容	採用予定数
現業職	昭和60年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人 (学歴は問いません)	現業一般 (注2参照)	若干名

(注1) 次に該当する人は受験できません。

○地方公務員法第16条(欠格条項)の規定に該当する人

- ・成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む)
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・長崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(注2) 現業職には、環境整備士(ごみ収集業務等)、都市整備士(道路・公園の維持管理業務等)、水道整備士(水道施設の維持補修業務)等の職種がありますが、採用後は受験者の希望に関係なく、いずれかの職種に決定されます。また、採用後に他の職種に変更されることがあります。

(注3) 同日に実施する他の試験職種との併願はできません。

4 第1次試験

(1) 試験の日時

9月21日(日)	・適性試験 1時間程度
開場 9時00分	・申告票記載 1時間
着席 9時40分	・体力試験 午後から
試験開始 10時00分	※ 適性試験終了後に第2次試験以降の人物試験に用いる申告票を記載いただきます。
終了時刻 16時00分 (予定)	※ 携帯電話を時計の代用品として使用することはできません。
	※ 当日は、上履き(教室用)及び運動靴(体育館用)を必ず持参してください。また、冷房設備はありませんので、軽装で受験できます。

(2) 試験会場

長崎市立桜馬場中学校 長崎市桜馬場2-2-1

(3) 試験内容

試験種目	試験内容
適性試験	現業職員として必要な作業適性と社会適応性に関する多肢選択式による筆記試験
体力試験	職務遂行に必要な基礎的な体力の測定(握力、立ち幅跳び、腕立て伏せ、腹筋、反復横とび)

(4) 試験当日持参するもの

筆記用具、時計、上履き(教室用)、運動服、運動靴(体育館用)

(5) 第1次試験合格発表

10月10日(金)	市役所本館玄関ロビーに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には文書で通知します。 ※合格者の受験番号は、長崎市のホームページ(http://www.city.nagasaki.lg.jp/)にも掲載します。
-----------	---

5 第2次試験(10月下旬実施予定)

(1) 試験内容

試験種目	試験内容
人物試験	個別面接による試験

※日時、場所等詳しくは、第1次試験の合格通知の際までにお知らせします。

(2) 第2次試験合格発表

12月上旬に第2次試験受験者全員に可否の結果を文書で通知します。
※合格者の受験番号は、長崎市のホームページ(<http://www.city.nagasaki.lg.jp/>)にも掲載します。

6 第3次試験(12月下旬実施予定)

試験種目	試験内容
人物試験	個別面接による試験

※日時、場所等詳しくは、第2次試験の合格通知の際までにお知らせします。

7 最終合格者発表

12月下旬に第3次試験受験者全員に可否の結果を文書で通知します。
※合格者の受験番号は、長崎市のホームページ(<http://www.city.nagasaki.lg.jp/>)にも掲載します。

(注) 最終合格者は第3次試験の得点の高い順に決定し、それまでの試験の得点は反映されません。

8 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、原則として平成27年4月1日付で採用します。
- (2) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。
- (3) 長崎市職員としての採用辞令を交付されるまでの間に、地方公務員法第16条（欠格条項）の規定に該当するに至った場合は、合格を取り消します。
- (4) 受験申込書等の提出書類の記載内容又は人物試験の口述内容に虚偽があることが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- (5) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが採用時点において明らかであると認められる場合、その他長崎市職員として必要な適格性を欠くこととなった場合は、合格を取り消すことがあります。

9 給与その他勤務条件（平成26年4月1日現在）

- (1) 初任給（地域手当を含む）
現業職高校卒 141,316円（学歴、職歴等により別途加算される場合があります。）
- (2) 諸手当 住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
- (3) 勤務時間 週38時間45分
- (4) 休暇 年次休暇、特別休暇、病気休暇、育児休業等を取得できます。

10 受験手続

受付期間	7月18日(金) ～ 8月18日(月) 午前8時45分から午後5時30分まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く。 郵送の場合は平成26年8月18日までの消印のあるものに限って受付けます。
試験案内及び 申込書の配布	(1) 試験案内・申込書は総務局総務部人事課（市役所本館3階）、市役所本館案内所、各行政センター、各支所、消費者センター及び東京事務所で配布します。 長崎市のホームページ (http://www.city.nagasaki.lg.jp/) から入手できます。 (2) 郵便で請求する場合は、封筒の表に「 現業職試験案内請求 」と朱書きし、 120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（A4判）を同封 して、〒850-8685 長崎市総務局総務部人事課（住所記載不要）あて請求してください。
申込	(1) 申込書・受験票に必要事項を記入し、写真（2枚）を貼り、総務局総務部人事課（市役所本館3階）へ提出のうえ、受験票を受け取ってください。 (2) 申込書を郵送される方は、封筒の表に「 現業職試験申込 」と朱書きし、 82円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（23.5cm×12cm）を同封のうえ特定記録郵便又は簡易書留扱い にして郵送してください。【送付先：〒850-8685 長崎市総務局総務部人事課（住所記載不要）】

11 試験結果の開示

- (1) 長崎市職員採用試験の結果（第1次～第3次）については、次のとおり開示します。

開示請求できる人	開示項目	開示場所
受験者本人（代理人は認めません。）	順位 総合得点	長崎市総務局総務部人事課 （長崎市役所本館3階）

- (2) **電話による開示請求は受け付けられません。**

- (3) 開示を請求される場合は、次のいずれかの書類を持参のうえ、平日の午前8時45分から午後5時30分までに、請求者本人（代理人は認めません。）が直接開示場所へお越しください。

- ・運転免許証、日本国旅券（パスポート）、学生証又は社員証、各種健康保険の被保険者証、各種年金手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書又は資格証明書等

この試験についておたずねになりたい方は、下記へお問い合わせください。
長崎市総務局総務部人事課 〒850-8685 長崎市桜町2-22 (市役所本館3階)

☎095-829-1119 (直通)

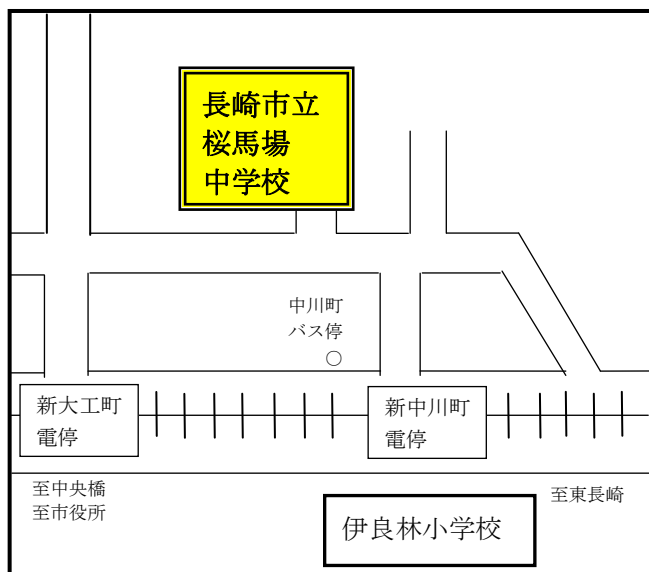
[試験会場]

※試験会場には自動車及びバイクの駐車場はありません。

※自動車による送迎の場合は、近隣の方のご迷惑となりますので
校門付近での乗り降りをご遠慮ください。

○長崎市立桜馬場中学校

(長崎市桜馬場2-2-1)



- 県営バス
中川町バス停下車徒歩3分
- 市内路面電車
新中川町電停下車徒歩5分